

10月の日曜等当直医

内科・小児科		外科 (9時～12時、13時～17時) ※知立市は9時～12時、14時～18時		歯科 (9時～12時)	
3日(日)	刈谷医師会館内 休日診療所 (一色町) ☎24-1111 〈受付時間〉 8時30分～11時30分 13時～17時 18時～19時30分 ※設備の都合上、血液検査・胸部レントゲンおよび点滴はできません。 ※暴風警報発令中の時間帯は原則休診となります。警報が15時までに解除された場合、その2時間後から診療を開始します。15時の時点で警報が発令されている場合は、休診になります。	3日(日)	辻村外科病院 (井ヶ谷町) ☎36-5200	3日(日)	ファミリー歯科医院 (東境町) ☎36-7355
10日(日)		10日(日)	一里山・今井病院 (一里山町) ☎26-6700	10日(日)	小谷歯科 (一里山町) ☎36-4488
17日(日)		17日(日)	刈谷記念病院 (小垣江町) ☎21-0123	17日(日)	みゆき矯正歯科 (御幸町) ☎21-8889
24日(日)		24日(日)	谷口クリニック (今川町) ☎91-7618	24日(日)	さかい歯科 (今川町) ☎35-0802
31日(日)		31日(日)	碧海中央クリニック (野田町) ☎63-5200	31日(日)	近藤歯科医院 (一里山町) ☎36-1188

・上記日曜等の診療時間外および平日の夜間に急病、ケガなどでお困りの場合は、かかりつけの医師へ連絡し、不在のときは救急医療情報センター(☎36-1133)へお問い合わせください。
 ・救急車を必要とするときは、衣浦東部広域連合消防局(☎局番なし119)へ。

【小児救急電話相談】 19時～翌朝8時 ☎短縮番号#8000または052-962-9900

あいち救急医療ガイド

休日・夜間窓口のご案内

問 市民課(☎62-1009)、休日・夜間受付(☎62-1080)
夜間受付(市役所1階) 毎週月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 17時15分～20時
休日受付(市役所1階) 毎週土曜日(年末年始を除く) 9時～12時30分
コンビニ交付(要マイナンバーカード) 毎日(メンテナンス日などを除く) 6時30分～23時
 ※コンビニ交付では、窓口より1通あたり100円減額されます。

◆交付できるもの

▶戸籍謄本・抄本 ▶戸籍の附票の写し ▶身分証明書(コンビニ交付不可)
 ▶印鑑登録証明書 ▶住民票の写し ▶住民票の記載事項証明書
 ※出生・婚姻・死亡などの戸籍の届出は、市役所で年中無休24時間受付します。
 ※窓口では本人確認書類として運転免許証、パスポートなどをお持ちください。

パスポートの申請・受取のご案内

問 市民課(☎95-0006)
 パスポートの申請場所は、原則として市役所市民課旅券窓口です。

時 ▶申請 月～金曜日 9時～17時
 ▶受取 月～木曜日 9時～17時、金曜日 9時～18時

※祝日・年末年始を除く

対 日本国籍を有し市内に住民登録・居所のある人
 ※詳しくは、「旅券(パスポート)申請のご案内」(市役所・各市民センターに設置)、市HPをご覧ください。

水道料金窓口のご案内

問 水道料金窓口(☎62-1027)
 水道の使用開始・使用中止・名義変更・支払いなどの手続きは、希望日の前日(支払のみ請求月末日)までに次の受付場所へ。

時間(場所) ▶平日 8時30分～17時15分(市役所5階水道料金窓口)
 ▶土日祝日 8時30分～17時(休日・夜間窓口)

今号の表紙

東京2020パラリンピック聖火フェスティバルの刈谷市採火式が全国に先駆けて8月12日に刈谷特別支援学校で行われました。このフェスティバルの愛知県代表で刈谷市広報大使でもあるMICROさんも参加し、「刈谷市ならではの聖火を作って届けたい」と話しました。この炎はランタンに灯され、8月15日に県内市町村から集まった聖火を県庁で一つに統合し、東京へと向かいました。

10月の日曜等水道工事日直

- 2日(土) 市管工事業協同組合 池田町 ☎21-6591
- 3日(日) タブチ住設機工(株) 一ツ木町 ☎62-8620
- 9日(土) 市管工事業協同組合 池田町 ☎21-6591
- 10日(日) 中央プランテック(株) 野田町 ☎23-5731
- 16日(土) 市管工事業協同組合 池田町 ☎21-6591
- 17日(日) 日設工業(株) 神明町 ☎21-5333
- 23日(土) 市管工事業協同組合 池田町 ☎21-6591
- 24日(日) (有)フカヤ水道工業 山池町 ☎23-5979
- 30日(土) 市管工事業協同組合 池田町 ☎21-6591
- 31日(日) (株)マツモト 恩田町 ☎22-9649

受付時間 8時30分～17時

※皆さんの敷地内で起きた漏水など水道に関する修繕工事の費用は、自己負担になります。